

国立大学法人京都大学宿舎管理規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1章 総則</p> <p>(前略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(保有宿舎)</p> <p>第3条 本学が保有する宿舎は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(有料宿舎を貸与する者の選定)</p> <p>第8条 宿舎規程12条に規定する有料宿舎を貸与する者の選定は、特別な事情がある場合を除き、次の順序に従って行わなければならない。</p> <p>(1) <u>国立大学法人京都大学旅費規程(平成16年4月1日達示第93号)第2条第2項に規定する別表1(以下「旅費規程別表1」という。)に掲げる一般職俸給表(一)の9級以上の職務及びこれに相当する職務にある教職員</u></p> <p>(2) <u>旅費規程別表1に掲げる一般職俸給表(一)の4級以上の職務及びこれに相当する職務にある教職員(前号に掲げる教職員を除く。)</u></p> <p>(3) } (略)</p> <p>2</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (同左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>2 <u>この規則において「何級の職務」という場合には、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年4月1日達示第80号)第5条第1項第1号一般職俸給表(別表第1)(以下「給与規程別表1」という。)による当該級の職務及び給与規程別表1の適用を受けない者について別表第1に定めるこれに相当する職務をいう。</u></p> <p>(保有宿舎)</p> <p>第3条 本学が保有する宿舎は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>(有料宿舎を貸与する者の選定)</p> <p>第8条 (同左)</p> <p>(1) <u>給与規程別表1に掲げる一般職俸給表(一)の7級以上の職務及びこれに相当する職務にある教職員</u></p> <p>(2) <u>給与規程別表1に掲げる一般職俸給表(一)の3級以上の職務及びこれに相当する職務にある教職員(前号に掲げる教職員を除く。)</u></p> <p>(3) } (同左)</p> <p>2</p>

(貸与基準)

第9条 財務担当理事は、宿舍を貸与する場合においては、原則として次表の左欄に掲げる旅費規程別表1の一般職俸給表(一)の級及びこれに相当する級又は同居人数に応じて、それぞれの右欄に掲げる規格の宿舍を貸与するものとする。ただし、吉田職員宿舍の单身用規格bについては、管理又は監督の地位にある教職員に貸与するものとする。

級 等	規 格
役員、指定職及び11級又は同居人数5人以上	e 以下
10級、9級及び8級又は同居人数4人以上	d 以下
7級、6級、5級及び4級又は同居人数3人以上	c 以下
3級以下	b 以下

(略)

別表第1 (第3条関係) (略)
(後 略)

(貸与基準)

第9条 財務担当理事は、宿舍を貸与する場合においては、原則として次表の左欄に掲げる給与規程別表1の級の職務及びこれに相当する級の職務又は同居人数に応じて、それぞれの右欄に掲げる規格の宿舍を貸与するものとする。ただし、吉田職員宿舍の单身用規格bについては、管理又は監督の地位にある教職員に貸与するものとする。

級 等	規 格
役員、指定職、10級及び9級の職務又は同居人数5人以上	e 以下
8級、7級及び6級の職務又は同居人数4人以上	d 以下
5級、4級及び3級の職務又は同居人数3人以上	c 以下
2級以下の職務	b 以下

(同 左)

別表第1 (第2条第2項関係) (別 添)

別表第2 (第3条関係) (同 左)

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条第2項関係)

一般職 俸給表(一)	一般職 俸給表(二)	教育職 俸給表	医療職 俸給表(一)	医療職 俸給表(二)	備考
10級		6級及び 5級の9号俸以上			(1) 教授、助教授 (2) 事務組織の部長以上の職 (3) 薬剤部長・看護部長・技師長のうち、医療職俸給表(一)又は(二)の7級以上の適用を受ける者
9級					
8級		5級の5号俸から 8号俸まで 4級の37号俸以上	8級		
7級		5級の4号俸以下 4級の13号俸から 4級の36号俸まで	7級	7級	
6級		3級の33号俸以上	6級	6級	(1) 講師、助手 (2) 事務組織の課長・室長・事務長、課長補佐・専門員、掛長・専門職員、主任の職 (3) 薬剤部長・副薬剤部長、薬剤主任 (4) 技師長・副技師長、主任技師 (5) 薬剤師・検査技師等のうち、医療職俸給表(一)の3級以上の適用を受ける者 (6) 看護部長、副看護部長、看護師長、副看護師長 (7) 看護師のうち、医療職俸給表(二)の3級以上の適用を受ける者
5級		4級の5号俸から 12号俸まで 3級の25号俸から 32号俸まで	5級	5級	
4級	5級	4級の4号俸以下 3級の9号俸から 24号俸まで			
3級	4級	3級の8号俸以下 2級の25号俸以上	4級及び 3級の5号俸以上	4級及び 3級の5号俸以上	
2級	3級	2級の9号俸から 24号俸まで 1級の33号俸以上	3級の4号俸以下 2級の9号俸以上	3級の4号俸以下 2級の29号俸以上	
1級	2級及び1級	2級の8号俸以下 1級の32号俸以下	2級の8号俸以下 及び1級	2級の28号俸以下 及び1級	